

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 電子データ保存の要件

Q：帳簿書類を紙ではなくフロッピー等で保存するための要件が明らかになったようですが、その要件を教えてください。

A：(1)訂正・削除等の履歴、(2)帳簿間の相互関連性、(3)システム概要書等の備え付け、(4)可視性、(5)データ検索性の5項目を確保することが要件とされています。

【解説】

電子データの保存を行う場合の具体的な要件として、施行規則において次の5項目が列挙されています。

- (1)電磁的記録（電子データ）の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること
- (2)電磁的記録事項と電子帳簿等との間の関連性を相互に確認することができるようにしておくこと
- (3)システム概要書等を備え付けておくこと
- (4)電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンターを操作説明書とともに備え付け、電磁的記録をディスプレイ又はプリンターで整然、明瞭、速やかに出力することができるようにしておくこと
- (5)記録事項について①取引年月日、勘定科目、取引金額、その他の主要な記録事項を検索条件として設定できること、②検索条件の範囲指定ができること、③2以上の任意の記録項目を組み合わせて検索条件を設定できること

